

令和6年度 第4回 伊予市子ども・子育て会議 議事録

- 日 時 : 令和7年1月30日(木)
午後1時30分～午後3時
- 場 所 : 伊予市役所
4階 第会議室
- 出 席 者 : 熊野貴美子委員、大野京子委員、井手裕子委員、村上縁生委員、
(委員) 大上紋子委員、大森美恵子委員、二神和徳委員、上本昌幸委員、
水本説男委員、武田真琴委員、相原勝委員、窪田春樹委員、
宮本明美委員、空岡直裕委員、古田章委員
(事務局) 向井裕臣(市民福祉部指導監)、小笠原聡子(子育て支援課長)、
谷仲寿夫(学校教育課長)、田中富美(学校教育課課長補佐)、
篠原知美(子育て支援課 こども家庭センター分室長)、
大野舞(子育て支援課課長補佐)、
木曾智仁(子育て支援課課長補佐)、
水口久美(子育て支援課 保育・幼稚園室分室長)、
高田美奈(子育て支援課係長)
- 欠 席 者 : 兵頭将人委員、大野鎮司委員、桑波田みか委員、曾我部京子委員

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 第2期伊予市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
 - (2) こども家庭センターから・子どもの居場所からの報告について
 - (3) その他
- 4 閉会

○事務局

それでは、定刻となりましたので、会議の方を始めさせていただきたいと思えます。

委員の皆様、本日は大変お忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日司会を務めさせていただきます子育て支援課長の小笠原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、只今から「令和6年度 第4回 伊予市子ども・子育て会議」を開会いたします。

本日は、「兵頭将人委員」「大野鎮司委員」「桑波田みか委員」「曾我部京子委員」が所用のため欠席されておりますが、過半数のご出席をいただいておりますので、「伊予市子ども・子育て会議条例」第6条第2項の規定により、会議として成立しておりますことをご報告いたします。

また、本会議は、「審議会等の委員の方並びに会議及び会議録の公開に関する規則」第12条第1項の規定に基づき原則公開となっております。

公募いたしましたところ、傍聴の希望はありませんでしたのでご報告いたします。

なお、本会議の会議録は、同規則第16条第1項に基づき作成し、原則公開することになっております。

つきましては、会議中の発言を録音させていただきますので、発言の際はマイクをご使用いただきますようお願いいたします。

ここからは着座にて失礼いたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。

事前に配布させていただきました資料は、

◇資料1 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

◇資料2 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

◇第2期 伊予市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月策定）のものとなります。

以上の3点でございます。

続きまして、本日配付の資料は、お手元の「会議資料一覧」に沿って確認をお願いします。

○会議次第

○伊予市子ども・子育て会議 関係者名簿

○配席表

○資料3 令和6年度 こども家庭センター相談受理状況

○資料4 令和6年度 教育支援教室「はばたき」月別在籍者数・出席者数・相談者数・見学者数

○資料5 伊予っ子教室 出席者実績表

○資料6 令和6年度 「おおぞら」利用者・相談者 集計表

○チラシ 明日もしあわせ通信2月号

はばたきだより2月号

おおぞら2月号

以上でございます。

資料がある委員は、挙手をお願いいたします。

それでは、ここで、上本会長から開会のご挨拶をお願いいたします。

○上本昌幸会長

改めまして、皆さんこんにちは。

清らかな香りが漂う梅花の時期を迎えようとしておりますが、残念ながらインフルエンザ、新型コロナ、感染症胃腸炎ともに増加傾向は継続しているようでございます。

重症化リスクが高い高齢者や基礎疾患のある方などを筆頭に、今後とも「手洗い」「咳エチケット」「換気」などの徹底に努めたいものでございます。

それでは、「第4回伊予市子ども・子育て会議」の開催にあたりまして、挨拶を申し上げます。

ご案内のとおり、従来の子育て支援は「子ども・子育て支援事業計画」に代表される各市町の基本的な考え方にに基づき、課題解決の視点から推進する場合がございます。

しかしながら、何げない日々の生活において、子どもとの生活の質を高め・維持しようとする親のモチベーションを支える社会の機運こそ重要と考えております。

私ども委員の任期は、今年3月末をもって一旦終了となるわけでございますが、そういった視点からも、皆様には本会議で得た市の取り組みについて広く周知に努めていただき、地域における良好な子育て支援に向けた機運の醸成にご支援いただきたいと存じております。

なお、先にご採択いただきました「第3期伊予市子ども・子育て支援事業計画」につきましては、去る1月8日、市長に対し、私の方から直

接、答申を行いました。現状、2月17日までのパブリックコメント中と伺っております。

この後、本日は「第2期伊予市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について」や「こども家庭センター・子どもの居場所からの報告について」などの報告事項がありますので、皆様には忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、開会の挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

本日は、今年度4回目の会議ということで、自己紹介は省略させていただきますと思います。

お名前はお手元の資料の配席表を参考になさってください。

では、これから議事に移ります。

「同条例」第6条第1項の規定に基づき、以降の進行を上本会長にお願いいたします。

○上本会長

それでは、これより議事に移ります。

まず、「報告事項(1) 第2期伊予市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

失礼いたします。子育て支援課係長の高田でございます。

【資料1】の方をお願いいたします。

子ども・子育て支援事業計画の進捗状況のうち、幼児教育・保育の利用状況と確保内容について説明いたします。

利用状況の人数は各年度1月1日現在で記載しております。

まず、1の(1)1号認定利用状況ですが、これは満3歳以上で教育を受ける1号認定こどもの利用児童数を記載しております。令和6年度は、伊予市内市外の施設を利用している児童数が、合わせて217人となっております。年々減少しております。

原因としましては、令和元年度10月から始まりました幼児教育・保育の無償化に伴い、就労を希望する保護者が増えたため、保育を必要とする子どもが増加し、2号認定に切り替えたためと考えております。

確保につきましては、令和6年度は必要利用数の見込みを309人としており、受入確保は345人とする計画でございます。

続いて、1の(2)の2号認定利用状況でございますが、これは満3歳以上で保育を必要とする2号認定の利用児童数を記載しております。令和6年度の利用児童数は、伊予市内市外合わせて489人となっており、前年度より6人減少しております。

確保内容につきましては、令和6年度は必要利用数の見込みが466人に対し、609人受入れできるよう施設を確保する計画となっております。裏面をご覧ください。

1の(3)の3号認定利用状況でございますが、満3歳未満で保育を必要とする3号認定こどもの、利用児童数を記載しております。令和6年度の利用児童数は、伊予市内市外に合わせて330人となっており、前年よりわずかに増加してしております。

確保内容につきましては、令和6年度は必要利用数の見込み350人に対し、受入計画としては、保育所と認定こども園で342人、地域型保育事業いわゆる小規模保育園で24人、合わせて366人受入れできるよう施設を確保する計画となっております。

続いて、現在の受入施設の状況については以下の通りで、令和6年4月には、きたやまさき認定こども園を開設しております。令和7年3月末には、うへの保育所と伊予幼稚園を統合し、4月にみなみいよ認定こども園を開設予定となっております。

続いて、1の(4)の待機児童でございますが、待機児童が発生しないために、小規模保育園や認定こども園の開設に努めてまいりました。来年度も現在のところ、待機児童が発生しないと見込みとなっておりますが、年度途中の入所申込みの状況次第で、待機児童の発生が懸念されます。引き続き、保育士の確保の確保やクラス編成の調整等のより、発生防止に努めてまいります。

以上、説明とさせていただきます。

失礼します。子育て支援課の大野でございます。

事前に送付しております【資料2】をご覧ください。

この資料は、令和2年3月に策定しました「伊予市子ども・子育て支援事業計画」における必須記載事項の地域子ども・子育て支援事業の13の事業について、現時点での実施状況及び今後の展開方針等を表した資

料です。

まず、1ページの「利用者支援事業」ですが、事業概要はご覧のとおりです。伊予市では、【基本型】と【こども家庭センター型】の2つの型で事業を行っています。

【基本型】については、令和3年度から開始し、地域子育て支援コーディネーターが子育て中の保護者に寄り添い、様々な支援を行っています。年々、相談件数が増え、内容も複雑になってきたことから、令和6年度からは、こども家庭センターに正規職員を配置しています。対面の相談だけでなく、電話相談や出張相談に行っており、引き続き利用者の利便性向上等に努めます。

次に、2ページの「利用者支援事業」の【こども家庭支援センター型】ですが、事業概要はご覧のとおりです。令和5年度までは、母子健康包括支援センターにおいて、【母子保健型】として総合的相談支援を行ってきました。国の方針により、令和6年度から、母子健康包括支援センターがこども家庭センターと一体化し、【こども家庭センター型】となりました。今後も関係機関と連携し、継続的な支援を行います。

次に、3ページの「地域子育て支援拠点事業」ですが、事業概要や実績はご覧のとおりです。令和元年度からは、株式会社縁遊が運営を行っており、保健センターやこども家庭センターと協力・連携して、保護者の交流や悩み相談を実施し、子どもの療育支援に力を入れるなど、子育て支援の充実を更に図っていきます。

次に、4ページの「妊婦健康診査事業」ですが、事業概要や実績はご覧のとおりです。この事業に関しては、国が示す妊婦健診の実施基準に基づく受診回数を公費負担で実施していますが、令和6年度からは、多胎児を妊娠した場合、14回分に加え、上限5回分の公費助成を行っています。引き続き、公費負担による事業の継続に努めます。

次に、5ページの「乳児家庭全戸訪問事業」ですが、事業概要や実績はご覧のとおりです。この事業も少子化により訪問件数が減少傾向にありますが、伴走型相談支援と併せ教育者に寄り添い、産後ケア事業等の必要なサービスを案内します。また、虐待の未然防止や早期発見にも繋がる重要な事業でありますので、今後も引き続き体制の維持と適切な実施に努めます。

次に、6ページの「養育支援訪問事業」ですが、事業概要と実績はご覧のとおりです。母子健康包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て

て期にわたる切れ目のない支援を目指し、「子育て支援ヘルパー派遣事業」という名称で実施していましたが、令和6年度からは、「養育支援訪問事業」から「子育て世帯訪問支援事業」に移行し実施しています。引き続き、保護者のニーズに応じた事業を実施していきます。

次に、7ページの「子育て短期支援事業」ですが、事業概要はご覧のとおりです。当初は松山市の児童養護施設と委託契を結び、入所の手続きを行う予定でしたが、親子一緒に一時保護することができるよう、令和6年2月から、子どもの居場所「おおぞら」で実施しています。現在まで利用はありませんが、今後とも、実情に応じた施設の有効活用に努めていきます。

次に、8ページの「ファミリー・サポート・センター事業」ですが、事業内容や実績はご覧のとおりです。最近の利用状況としては、保育所等の帰宅後の預かりや放課後児童クラブの迎えと帰宅後の預かりなどが主なものとなっています。今後も、引き続き事業の充実と利用促進を図っていきます。

次に、9ページの「一時預かり事業」ですが、事業内容や実績はご覧のとおりです。令和4年度からは、在園児非対象型の一時保育をさくら幼稚園に委託して行っており、令和5年度は、えひめ人口減少対策総合交付金事業の一環として一時預かり事業の拡充に対する補助を行い、さくら幼稚園の受入定員を2人増員した結果、利用人数が増えました。引き続き、必要性に応じた事業の拡充に努めます。

次に、10ページの「延長保育事業」ですが、事業概要と実績はご覧のとおりです。最近スポット利用を実施する施設が増えたことから、保護者が利用しやすい状況になっています。今後も保護者のニーズに合わせて、延長保育の必要性のある地域や施設があれば、事業の拡大を検討していきます。

次に、11ページの「病児・病後児保育事業」ですが、事業や実績はご覧のとおりです。令和5年8月からは、市内に5月に新規開業した「なのはなこども医院」に協力医療機関をお願いしています。松山圏域連携事業により、松山市の病児保育施設も利用できることと、松山市の私立園2園が直営で実施するようになったことから、広域の利用者が増加しています。また、「いよっこすまいる」では、新型コロナウイルス感染症拡大時に休止していたお迎えサービスを令和6年4月から再開しました。

次に、12・13ページの「放課後児童健全育成事業」ですが、事業概要や実績はご覧のとおりです。令和6年度からは、民間クラブにおいて、新たな支援単位を設けたり送迎サービスを導入したりすることで、受入人数を拡大させました。この結果、受入先が限られていた校区の児童も選択肢が広がり、利用しやすい環境になりました。

次に、14ページの「実費徴収に係る補足給付を行う事業」ですが、事業概要や実績はご覧のとおりです。これまで副食費助成の月額上限額が4,500円でしたが、国の要綱改正を受け、令和6年度からは月額上限額を4,800円に引き上げました。低所得者世帯・多子世帯等の経済的な負担を軽減するため、今後も引き続き事業の継続に努めます。

最後に、15ページの「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」ですが、事業概要はご覧のとおりです。この事業は、事業実施はありませんが、今後、事業の要件を満たす認定こども園が開設される場合には、導入について適切に検討します。

以上で説明を終わります。

○上本会長

はい、ありがとうございました。

たくさん事業があります。

それでは、ただいまより事務局から説明がありました点につきまして、ご質問、またご意見がありましたら挙手をお願いしたら思います。

私の方からかまいませんか？

県内の家庭センターの設置状況というのはだいたいどれぐらいですか？

○事務局

失礼します。こどもセンター篠原と申します。

現在20市町のうち、8市町で設置されておりまして、努力義務ということで、来年度には多くの市町が設置になるのではないかと思います。近隣では、松山市さんが設置をしております。内子町さんとか西予市さんとか、全部ちょっと覚えてないんで申し訳ないんですが、8市町で設置しております。

○上本会長

ありがとうございました。もうひとつ、乳児家庭全戸訪問事業というのは、これは4ヶ月までの乳児に対してだいたい月にどれくらい行かれるわけですか？

○事務局

失礼します。

昨年まで保健センターの方でしたので、状況について説明させていただいたと思いますが、だいたい生まれてから1ヶ月後は里帰りされる方が多くおまして、地元、伊予市におられる方は結構生後1ヶ月健診までに訪問する場合もございますし、それがかなわない場合は、できるだけ早く予防接種が始まるのが2ヶ月から今始まったりしておりますので、できるだけ早い時期に大体1ヶ月から2ヶ月の間に訪問させていただく場合が多くて、家庭状況の把握など、そういったふうに訪問して雇用の保健師さんの方が主に行っていただいて、プラス正規の保健師の方の訪問入ってまして、昨年度が158件で出生数からしたら8割ぐらいは全部というわけにはいかないんですけども、都合のつく母子には訪問を実施ということです。

○上本会長

いわゆる8割ぐらいの家庭で訪問するということは、回ってみると大変多くのご苦労があると思います。自分の都合でね、訪問できない場合もあるということです。

延長保育についてですが、保護者あたりの感想などの意見を聞いておりますか？

○大野京子委員

失礼いたします。みかんこども園の大野と申します。

延長保育は月決利用とスポット利用がありまして、仕事をする方月決め利用、家庭の事情とか仕事の事情とかで利用するのがスポット利用です。そして、月決めでやっておりましたが、最近スポットで利用する方がいらっしゃると思うんですけど、お家の都合で教育とか病院に行きますとか、出産のときにいつもお母さんが来られていたんですけど、お父さんが迎えに来られますとか、おばあちゃんが来られますということで、その方によってその時々に見えるということでそれが良くて助かります、自分が行けないときにスポット利用できるので助かりますとご好評を得ています。

○事務局

やっぱりお勤めされる、お仕事をされてる人も大変なことで、これからも増えていくんじゃないかなと思います。

いろんなところで各部署で非常に幅広く事業が行われているわけで

すけれども、その中でそれぞれの総力とかミーティング、そういうところは非常に大事になってくると思います。いろいろなつなぎを取りながらしておられると思いますので今後ともよろしくお願いします。

皆さん方の方でございませんでしょうか？質問がありましたら。

○窪田春樹委員

すいません、教育委員会事務局長の窪田と申します。

【資料2】に関しまして、利用状況等につきまして要領よくまとめていただいた表です。最後の展開方針というのは、(4)でそれぞれの項目ごとに記載されております。これをちょっと見ましたら、展開方針ということですので、最後に例えば1番目の利用者支援事業でしたら、1ページ「利便性の向上・増加に努めます」と書かれていたり、5ページの方でしたら、乳児家庭全戸訪問事業に「適切な実施に努めます」と書かれています。11ページ病児・病後児保育事業と12ページの放課後児童健全育成事業については、「6年度にこういうことを再開しました」や「6年度からは利用しやすい環境になっています」というふうな表現で止まっております。他の報告につきましては、全て今後の方針といえますか取り組み方について、最後に記述が自分がやってみたいことがあるので、そのあたりのところにある意味で何がしかの方向性をちょっと書き加えておいたらいいんじゃないかなというふうに感じました。

○上本会長

それでは報告ということになりますので、質問はないようございませので次に移りたいと思います。

続いて、「報告事項(2) こども家庭センター・子どもの居場所からの報告について」、事務局から説明をお願いします。

○古田章委員

失礼いたします。伊予市こども家庭センターの統括支援員古田章と申します。

まず、最初に私の方から報告をさせていただきます。座って失礼します。

お手元の事前配付【資料3】をご覧ください。

令和6年度こども家庭センター相談受理状況というタイトルがついております。こちらの方、いづらか説明させていただきます。

まず、はじめに(1)相談内容という表をご覧ください。今年度の相談件数は、12月末までで延べ1,524件でした。昨年度の同時期が1,400件

でしたので、それよりやや多いといったような状況かと思えます。表の左側にあります項目のところに相談内容種類を書いております。上から3番目障害相談、そして一番上の養護相談というような順番で相談件数が多くなっております。障害相談のうち、発達障害に関する相談がおよそ97%を占めているというのが現実です。養護相談では半分近く47%にあたる160件が児童虐待に関する相談で、その中で特に目立ちますのが面前DV、例えばお子さんの前で夫婦げんかをするとか、といったようなことで、通報があったというようなことが目立っております。あわせて、それらは心理的虐待というふうと呼ばれる種類になるんですが、それとあとはしっかり親がこどもの養育環境を整えられていないといったようないわゆるネグレクトというケース、そして下の方に育成相談というふうなのがあるんですが、ここの中心は不登校の相談ということになって、育成相談の欄を見ますと、9月あたりが件数が多くなっておりますが、夏休み明けということで、例年、こういったような傾向がございます。

続きまして、下の(2)相談経路というところをご覧ください。相談経路別で見ますと、上から2番目の市町村からの件数っていうのが434件で最も多くなっておりますが、この市町村という括りの中で中心は保健センターからの相談というものです。妊産婦や、それから1歳半健診、3歳児健診、そして今年度からは5歳児相談というのも実施されるようになりまして、広い対象からピックアップされたものというところが特色になっていくかと思えます。次に多い児童福祉施設等というところは、主には保育所になりますが、その下の認定子ども園を合わせますと570件ほどになります。その多くが発達障害に関する内容ということになります。

それでは、その下の(3)の相談方法、こちらの方の項目を見ていただけたらもうおわかりかと思えますので割愛いたします。

下の方に「2 婦人相談」というところがありますが、こちらの方も件数としては大変少ないんですけども、こういったような状況だということでお知りおきください。

それでは、【資料4】をご覧ください。令和6年度の教育支援教室「はばたき」月別在籍者数・出席者数・相談者数・見学者数というタイトルです。

一番上に正式入室・体験入室という表がございます。12月時点での在

籍者数は、正式に入室の場合、小学生3人、中学生21人ということになっております。昨年度とそんなに多く変わっているわけじゃないんですが、実際には中学生の在籍者数が昨年度より1.3倍に増えておりまして、「はばたき」教室の方では午前中が各自のテーマで学習活動を行います。午後はスポーツをしたり、調理実習あるいは校外学習などを行っております。全部に参加することもあれば、その一部の参加という場合もございます。

12月に在籍している小中合わせて24人ですけども、そのうちの18人は学校にも今現在、学校にも方向性があるという、そういうところまで来ました。全く学校には行くことができていなかったという生徒の最初は含まれていたわけですから、この「はばたき」を利用しながら、そういうふうに変ってきている子どもたちの力っていうのが見てとれるようになりました。併せて、今年度の特色としては、学校に時々行けるようになったのにやっぱり行けなくなったといういわゆる「逆戻り」という子どもが、今年度の場合、今のところおりません。非常によく頑張っています。

次、資料のその下2番、3番、4番というところですが、2番は省略させていただきます。3番の相談延べ人数、4番の見学者延べ人数というところをご覧ください。

まず、相談件数が合計欄のところを見ていただきましたら、12月末で延べ257件となっております。下の4番の表で見学者の延べ人数は合計138になっています。相談を受けて多くは見学も、次の見学をというようなことになるんですけども、あくまでも本人も必ず面談や見学をすることとしております。そして、本人が希望するようであれば体験入室をして、様子を見ながらそこから正式にというふうな流れを必ずしも入室を進めるものということではなくて、本人の様子を見ながらそして本人の意思を尊重しながら進めていくということが基本方針となっております。

それでは、次の資料をお開きください。

「伊予っ子教室出席者実績表」というタイトルです。「伊予っ子教室」と申しますのは、ひとり親家庭学習支援事業というものです。ひとり親家庭におけるひとり親家庭学習支援事業です。大学生やそれから市の職員だったり、元教員であったり、そういった社会人がボランティアで支援員となり、学習支援者としてひとり親家庭の小学5年生から中学3年

生までを対象にしまして、毎週水曜日午後6時30分から午後8時30分までの時間の中で学習に取り組んでおります。年間43回を予定しております。主に学校から出された宿題を各自が持ってきてそれに取り組む、それを分からないところなど中心に支援員が相談に乗ったりアドバイスをしたりします。その他、自身の相談みたいなものも気軽に受けている状況です。今年度は表の中の登録者っていうところがありますが、17名登録をしております、出席者っていうところを見ていただきますと、大体11人から14、15人くらいが参加をしている、小学生が6名中学生が11名の17名になっています。

一方、支援員は現在のところ登録が18名になりました。途中から登録される方もいらっしゃいますので、現在支援員は18名、私の方からの報告は以上です。報告を終わります。

○事務局

失礼いたします。子どもの居場所については、篠原の方から説明させていただきます。

座って失礼いたします。

この事業は国の国庫補助事業を活用し、令和5年6月から開始し、1年7か月が経過いたしました。利用実績については、【資料6】をご覧ください。

これまでの利用者は、不登校の子どもさんやその家族の利用になっておりまして、12月末までの延べ利用者の方は252名となっております。内訳としましては、小学生が73名、中学生が33名、その他が146名、というのがお子さんの家族さん、兄弟だったり保護者だったり、その方の利用となっております。ちなみに昨年度の利用は152名でしたので、既に100名ほど利用者の方が増えております。

また、今年度4月から、学校との連携強化を図るため、統括支援員を配置しまして、各学校に出向き、不登校児童生徒の情報を聞き取り、対象となるケースに、「おおぞら」の案内を行っております。また、教育委員会の方から児童生徒さんの情報提供も受けております。

この資料とは別に本日配付資料を配布いたしました「おおぞら」に関する視察などの状況をまとめた資料をお配りしておりますので、そちらの方ご覧いただいたらと思います。

まず、行政からの視察などもありまして、表の①5月15日には西条市、③7月10日には内子町、⑩10月29日には徳島県阿波市からの視察がござ

いました。また、関係者については、②中央保健所の母子保健連絡会や⑦民生児童委員の児童福祉部会研修会において、こども家庭センターの業務の一つとして、「おおぞら」の紹介の方を行っております。

また、教育委員会との関わりといたしましては、④にあります教育委員会主催の不登校生徒のケース会議への出席や、⑤⑥「おおぞら」の出席扱いにするかどうかの協議なども行っております。また、⑧⑨に関しては、教育委員会が主催しております研修会に参加して、学校教職員や不登校児童生徒・保護者を対象に、「おおぞら」の紹介を行いました。

⑩来月14日には、市内小中学校の養護教諭の先生方の研修会もございまして、「おおぞら」の見学も予定されており、周知啓発に努めています。

それ以外として、スクールソーシャルワーカーとの連絡会を月1回開催し、児童生徒の情報交換を行っております。

保護者支援として、年2回茶話会を開催しております。8月に開催した会では、保護者同士の情報交換や家族としての思いや本音を打ち明ける場となって、大変有意義な会となりました。今年度2回目の会合は2月28日に設定をしているというところです。

なお、「おおぞら」職員会を月1回開催し、こども家庭センターや「はばたき」との情報共有を行っております。

現在、「おおぞら」の職員体制としましては、常勤職員1名とパート職員3名でシフトを組んで運営しております。9月からは利用者の利用状況に合わせ、開所時間を1時間早め、午前10時からの開所に変更いたしました。職員4名は皆、元教職員であるため、これまで培った知識や経験を生かしながら、こどもさんや家族さんに寄り添った対応に心がけております。

今後も、関係者と連携を密に行いながら、こどもさんや家族さんの支援が行えるよう努めてまいりたいと思います。

以上で、「おおぞら」の報告を終わります。

すみません、それと、配布しておりますチラシが3枚あったかと思うんですが、少し説明させていただいたらと思います。

「はばたきだより」の方は、毎月作成しております。利用者の方に配布して、伊予市内の小中学校全校に配布しております。

「おおぞら通信」についても、こちらも毎月作成しております。こちらについては利用者や登録者の方への配布になっております。それと登録には至らないんだけど、相談のあった家族さんへのお手紙を入

れて、その方に郵送でお送りしたりもしております。

最後に「明日もしあわせ通信」です。こちらの方については、こどもセンターの通信になるんですけれども、これは毎月の広報の回覧の方で周知を図ってPRしているところです。

以上で、説明を終わります。

○上本会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。何かご意見ありましたら挙手をお願いします。はい、どうぞ。

○水本説男委員

失礼いたします。

【資料3】の相談経路で、近隣・知人から6月に11件と件数が上がっておりますけど、どういうことでしょうか？

○古田章委員

失礼いたします。

【資料3】の(2)相談経路の中の近隣・知人というところですよ。6月が11件と他の月に比べて多いんですけれども、特に6月だからということではなかったんですが、たまたまこの月にですね、具体的に言いますと、不登校相談、お家の方ではなくて、その周囲に住まれているご近所の方や、それから民生委員ですとか、そういったような方が情報をくださって、相談が上がってきたといったようなことがありました。これは延べ件数でありますので、同じ対象の家庭でも何度もありますと、こういうふうに数字が増えているということで、延べ件数が6月にそういったようなことで11件というということです。

○水本説男委員

ありがとうございました。

○上本会長

他ございませんでしょうか？はい、お願いします。

○相原勝委員

伊予市小中学校校長会の相原です。会議資料3のところのですけども、非常に障害の相談ケースが多いということです。もう学校現場でも大変ここが大きな対応するところが違いになっているんですけれども、伊予市でいういわゆる総合窓口、こういうこどもたちへの支援、保護者支援の拠点になるところは今後、こども家庭支援センターという認識でよろしいでしょうか？

○古田章委員

はい、この障害相談含めまして、窓口としてこども家庭センターということで、こども家庭センターの方で他に繋ぐべきところがありましたらそこへまた繋ぎながらということで、関係各所と協力しながら支援を広げてきております。

特に発達関係につきましては、学校や、それから園の方から情報をいただくことが多くて、学校や園を通して保護者の方にこども家庭センターの方に相談してはどうですか？というふうに言ってもらっての相談というのが、今年、去年と多くなっております。

○相原勝委員

実は、私は福祉課所管の障害福祉計画等の作成の委員になっているんですけど、児童発達支援センターとしての拠点としてちょっと伊予市あるはずなんですけれどもどうでしょうか？

○事務局

はい、失礼いたします。

恐らく先生言われているのは児童発達支援センター伊予くじらのことかと思われます。伊予くじらは児童発達支援センターとして今実施しているところなんですけれども、まずもって市民の方がこどもの発達相談とかそういったことについて窓口どこだろうって思ったときに、伊予市の家庭センターという位置は障害に限らずこどものことは何でもまず相談していただくのはこども家庭センターという位置付けという、そのうちの一つとして最近は障害の将来に関する多いかと直接おそらく児童発達支援センター伊予くじらさんの方に相談される方もいるかと思うんですけれども、それでも構いません。ただ伊予市としての位置づけといたしましては、こども・家庭のことについて、まず困って、まず相談どうだろうって思ったときに、一番最初に思いついていただけるのが、こども家庭センターそういうふうに通っていただけるように活動をしているところでございます。

○相原勝委員

なぜこんな質問したかっていうと、教育現場で教員が相談に繋がったときにどこに行ったらいいんだろうかというようなものを持ってるんです。

私も伊予市に住んで、一応その障害に特化したところに教育専門はやってるんですけど、どこまでがどう違うのかなっていうのを、当初そういうことをちょっと迷ったところがあったんです。

例えば他市町でいうと、四国中央市さんは全県で最初に作った自治体で、昨年度より宇和島市さんが発達支援センターを作りました。今年度からこういうことをやるんですっていうところを打ち出してもらっていかアナウンスをしてもらえると、またそこが意識をして対応ができるのかなと思いましたので、ちょっとそういうところまで検討していただくありがたいかなというふうに思います。もう一つ、不登校対策についてなんです。大変学校としてもここも大きな課題の一つではあるんですけど、先日私が伊予市の民間フリースクールのところにちょっとお邪魔して、どういう活動をしているのかなというところと、どういうふうに子供たちが利用してるのかなというところをちょっと確認っていうか、お話しに行っただけです。

そこを利用しているのが松山市の小学校のこどもさんと内子町のこどもさんで、伊予市のこどもが今いないんですよと言っていました。行政機関としてこういう民間スクールというのと連携であったりとか関わりというのは考えられることだと思いますでしょうか。

○上本会長

いかがですか？

○古田章委員

ちょっと失礼します。

フリースクールいやそれから不登校相談といったような幅広く親の支援を特に中心にされている方が市内にいらっしゃって、もしかすると、今おっしゃっていたところ、同じかもしれない。中山地区にあるんですけど、佐礼谷地区にあるんです。

そこは今年度になって、ちょっと連携を深めようということで、そこを運営されている方に講師になっていただいて我々も研修をするように計画をしておりますし、実際に現場も見学させていただきましたんで、うちの方で取り組んでいる教育支援教室「はばたき」それから「おおぞら」、そして利用はしていないけれども不登校などでの相談があった場合、何か繋がりを持って協力しながら親のことも支援できないかというところで今検討を進めているところです。

○上本会長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○大野京子委員

すいません、ちょっと教えていただきたいと思います。

今の相談事業の人数とか、「はばたき」とか「おおぞら」の相談相談にのったりのところですけども、まだ全国的な不登校などがすごくできてるし、伊予市もかなりおるんですけど、分子の部分聞いたんですけど、分母の部分ですよ、それが伊予市でどれぐらいあるのか、それをそれぞれの人数がよくこういうところを伝えているのか、利用しているのかっていうのは拾えてない子もいると思うんだと思うんですけども、そういった何%ぐらいがこういうところを利用できてるのかな、卒園した後で不登校になったとき、やっぱり何人か聞きますので、こういうところが今できてるのかなっていうちょっと不安もありますので、ちょっとそこも教えていただきたいと思います。

○古田章委員

ちょっと手持ちの資料がないので具体的な数字を申し上げることができないんですが、分母の部分というところですね、学校教育課、教育委員会学校教育課と連携をしまして、いわゆる小学校や中学校の欠席の多いいわゆる長欠の児童・生徒をですね、その数字というのが、教育委員会の方にありますのでその中でできるだけ多くの人に相談に来てもらおう、多くの人に利用してもらおうと繋がってもらおうということと進めてはおります。ちょっと具体的な数字が持ち合わせがないので申し訳ありません。

○上本会長

かまいませんか？

他いかがでしょう。

はい、どうぞ。

○空岡直裕委員

はい、伊予市福祉事務所長の空岡でございます。私の方からこの「おおぞら」の関係をお伺いいたします。

「おおぞら」につきましては、先程【資料6】とそれとあと視察の関係の資料の説明があったかと思います。

昨今、自殺者の方この去年の数が2万268人速報が出ておりまして、その中でやはり高校生、そして中学生そしてまた一番下は小学生までがいらっしまったということで、その中でも言われてるの場合は「第3の居場所」というようなところで、「おおぞら」2年目に入ってこの実績っていうのも顕著になってきてるんですが、視察もおかげで市外からい

ただいてるとかのでできる範囲っていうか差し支えない範囲で結構なんですけど、このせっかくの会議なんで、その中で成果的な具体的な好事例というのが紹介いただけるものがあればやはりちょっとお伺いしたいなというところが一点と、それと【資料6】の利用者相談の集計の中で出てまいります、例えば市内の小学生中学生の施設利用の中で見て参りますと、例えば小学生のピークっていうかこれも先ほど述べだとは思いますが、例えば6月7月の辺りであったり、9月末にかけてあと中学生になっていきますと10月からちょっと多くなってきたりとかっていうようなところ数字がただ単に数字なのかもしれませんが、ちょっとこの辺りどう分析されてるのかなというところで何か要因とか特筆すべきものがあるのならちょっとご紹介いただけたらなというふうに思います。以上2点でございます。よろしく申し上げます。

○上本会長

はい申し上げます。

○事務局

失礼します。

こどもセンターの篠原です。

まず、1点目の事例について紹介があればということですが、ちょうど表にあります4番の7月31日に教育委員会主催の不登校生徒のケース会議に参加させていただきまして、そこで検討されたケースにつきまして、そのケースがですね、昨年度から全欠で一度も学校に行けてなくて今年度もちょっと行けていないケースの検討であったんですけども、いろんな方からのご意見を基にですね、その後学校やスクールソーシャルワーカーの先生と「おおぞら」の統括支援員こちらの方が連携を図って生徒や保護者に関わりを持ちました。その後、8月に「おおぞら」の体験利用、その時はスクールソーシャルワーカーと統括支援員の方がご自宅の方にお迎え行きて、やっと体験にこぎつけることができました。その後、数日体験利用をした後、11月に利用の登録を行っていただきまして、現在月2回程度定期利用の方されている状況です。

また、生徒さんの方は利用する中で高校への進学、中学3年生だったので、高校への進学についての機運もちょっと高まっていきまして、利用中に施設の練習を実施したり、面談の練習をしたり、あとちょっと高校の場所の見学も一緒に行ったりして、無事1月に高校の入試を受験することができております。

それについては家族さんも喜ばれておりますし、また関わった職員も大変嬉しく思っているところでございます。こういった事例も合わせて1人でも多くの方に支援ができたらいいなって思っているところです。

あと、2点目にご質問いただきました【資料6】び実績についてのご質問なんです、小学校の方の利用がちょっと10月、9月は15件あったのが徐々に減っているのはっていうところもあるんですけども、こちらについては利用されてるお子さんが学校に登校することができるようになりまして、ここは減ってきている状況になっているところです。こちらの方も、やっぱり養護の先生とか、そういった方の連携のとかをしてそういったちょっと学校での生活とかもについての見直しをして、登校できるようになっております。

あと中学生が今度は10月ちょっと増えるのは何でかということなんですけれども、こちらについてはやはり逆に登録の方が2人ほど新しく登録されて、その方が定期的に利用したりすることでちょっと増えてはいる状況です。

これから保護者の口コミとかで保護者の利用に繋がるケースなんかもあったので、そういった情報で相談を受けていろいろ繋がったケースがございます。以上です。

○空岡直裕委員

ありがとうございます。

○上本会長

あと1点くらい質問がありましたらどうぞ。ないようですので、以上で質問は終わりたいと思いますが、先ほど申しあげました相談窓口ですね、このあたりははっきりさせて何らかの形でお知らせしていかないといけない、特にこの時期のこどもさんはどうしても不登校・発達の問題があると思います。いろいろ心配される時期ですので、相談も非常に多くなっている、是非そのあたりははっきりしていただけたらと思います。(2)につきましては、以上で終わりたいと思います。

それでは、「(3)その他」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

失礼いたします。

それでは、こども計画について説明いたします。

ご案内の通り、本市では委員の皆様からご支援をいただき、「子ども・子育て支援法」に基づく「第3期伊予市子ども・子育て支援事業計画」

を、今年度末までに作成をいたします。

一方で、「こども基本法」において、こども大綱や都道府県こども計画を勘案し、このたびの「こども・子育て支援事業計画」に青少年の育成や貧困対策などを付加した「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとされております。

これを受け、本市では、他市町の状況などを踏まえ、令和9年度を始期とした「(仮称)伊予市こども計画」を令和7年度と8年度の2年間で作成する予定としております。

国の基本指針を踏まえた大まかなスケジュールといたしましては、令和7年度にアンケートや「(仮称)こども会議」による基本調査、集計・分析を行い、令和8年度に骨子案・素案の作成、評価指標の設定、パブリックコメントなどを行う予定としております。

その際には、「子ども・子育て支援事業計画」同様、市長から諮問を行い、委員の皆様に適時ご意見を頂戴し、現状に即したより良い計画にしてまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援賜りますようお願いいたします。

失礼いたします。

子育て支援課の木曾でございます。お疲れのところ、お時間を取らせて恐縮ですが、私の方から1点ご報告をいたします。

本日急遽お配りしましたこちらの資料をご覧いただいたらと思うんですが、下に赤い枠が出ているところです。昨年度の一番最後のこちら、「子ども・子育て会議」の中で皆さんにご覧いただきました動画があったかと思うんですけれども、この後ですね、去る令和7年1月20日に開催されました県内の市町広報コンクール令和6年中に作成された広報紙と市町村のPR動画のコンクールに出展してありましたところ、おかげさまで特選を受賞いたしまして、今度、来年度の6月に埼玉県で行われます全国広報コンクールに推薦をしていただける運びになりました。また、全国の方でもいいところまでいけばいいなというふうに思っております。

ちなみにですね、その講評とございますか、どういう点が評価されたかっていうところを記載しておりますので、また後ほどお目通しいただいたらと思います。

こちらの方なんですけれども、伊予市のホームページのトップペー

ジ、一番上にですねカラーセルってくるくるバナーの回るところがあるんですけども、そこにピンク色で「パパも子育てあたりまえ」という方がございますので、よろしかったらまた皆さんお帰りになってからでも、ご覧いただいたらと思いますので、この場をお借りいたしまして報告させていただきます。

○上本会長

うん。そういうことであります。

見ていただければなと思います。

説明がありましたことにつきまして、何か質問ございますか。

それでは、以上で議事についての説明は終わります。

一つ私の方なんですけど、【資料3】とか、【資料6】あたり数字はたくさん出てるんで、この場合これそれぞれとどめおくことも必要なのかもしれないんですが、できれば別ではちょっともうそれについてのコメントも一緒につけ加えていただければよりわかりやすいんじゃないかなと思います。

ほかございませんでしょうか？

○大上紋子委員

失礼いたします。大上と申します。

今いろいろなご説明をいただいて、幼児期から小中っていうこども家庭センターの大切な役割っていうのをお話しいただいたが、今私は大学の方で勤めておりまして、全国的なことで研修教育の中身についてこれが対応が必要な学生さんに対してどうするに対応しているか、配慮が必要とか、そういうようなことを私たちも研修を受けながらどうしてもその目の前にいる子どもさん小学生中学生高校生ときのことが目の前にあるので、そこに重点を置いてっていうかでも中学校から先ほどお話あったみたいに、高校入試に挑戦しているとかそういうところを見られているんだと思うんですが、私が今ちょっとすごく考えている学生さんが1人おりまして、障害者手帳を持ってるわけじゃないんですが、やっぱりちょっと配慮が必要っていう学生がおりまして、就職後、もう卒業なんですけど、就職の支援をしているんですけども、そういう年齢になったときに、保護者の方のご理解だったり、本人がどんな仕事ができるのか、向いているのか、みたいな、なんていうんだろう。

私達学校側が単純に進めていける問題でなくて、すごくこの学生さん

が社会に出るためにどういうふうな支援が必要なんだろうってすごく今あって、自身が変わるといのか悩んでいる何といのか、どうしてあげたら一番いいかな、うまく社会に出れるのかなっていうことを考えて、伊予市のこどもさんたちのために皆さん方がいろいろ連携し協力し、進めていかれていると思うんですが、社会に出るところまでどんなふうに今後この子を社会に送り出すことができるのか、自立できるのかなっていうところまでご家族との連携が当然必要だと思うんですけど、そこまで1人2人っていうわけではないから大変かなと思うんですけど、ちょっと長い目でその人をサポートできるような温かいものがあればよりいいのかなというふうに思いましたので、お話をさせていただきました。ありがとうございました。

○上本会長

障がいを持っているこどもさんの受入れについて、村上さん、ご苦労されていると思います。

○村上縁生委員

失礼します。障がいを持つ子どもたちって軽い子から重い子まで様々おられます。

僕は特に思うのは、その子に合ったものを適切に周りの大人がサポートをして導いていくっていうことですね。きっとそれぞれに特性があって、それぞれに生かせることがある、それをやっぱり小さな頃から社会に出ていくまで、また社会人でもサポートもちろん必要だと思います。

そういったこの流れをやっぱり丁寧に子どもが中で支援をしていくってのがやっぱり必要かなと、また、地域や周りの理解ももちろん持っていただき、特性を生かせるような人材作りってというのは、本当に必要だよ。障がいを持たれるこどもら、グレーゾーンとかも言いますが、そういう人たちもいますけれどもやっぱり自分の特性に合わないところ生きていくと、やっぱり苦しいんですよ。やっぱりそういうところを見極めながら、いい方向をやっぱり伊予市の中で見つけていきながら支援し、その子なりに選んで幸せな社会生活を歩んでいけるように導く、見ていただきたいなっていうのが、僕たちもこの障がいの児童も者も含めて携わった中で一番感じるところです。自分の特性に合うもので仕事できたら嬉しいです。

そういうふうに思っているところです。

○上本会長

はい、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の全ての日程を終了したいと思います。

進行を事務局の方にお返しします。

いろいろありがとうございました。

○事務局

上本会長、適切な進行ありがとうございました。

また、委員の皆様には円滑な進行にご協力を賜り、ありがとうございました。

それでは、今年度は「第3期伊予市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、委員の皆様には貴重なご意見を賜りましたことを心から感謝申し上げます。

おかげをもちまして、現在実施しておりますパブリックコメントを経て、3月には完成する運びとなっております。

委員の皆様の任期は令和7年3月までとなっておりますが、引き続き本市の子育て支援にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは以上をもちまして、令和6年度第4回伊予市子ども・子育て会議を閉会いたします。

皆様お疲れ様でございました。

ありがとうございます。